

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【通知の主なポイント】

実施主体

- 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等

※ 市区町村長が指定した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援については、当該市区町村を管轄する都道府県知事

実施体制の整備

- 情報公表事務については、都道府県知事等が行う。ただし、適切な事務運営が可能な、中立的・公共性のある法人に委託することは可能

※ ただし、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項に基づく調査等については、委託不可

実施要綱等の策定

- 都道府県知事等は、基準日、実施期間、報告期限等を示した実施要綱等を毎年作成し、公表する。

	基準日より前にサービス提供を開始	基準日以降にサービス提供を開始
基準日	4月1日	
実施期間	4月1日以降の1年間	
報告開始日	5月初日	事業者指定日
報告期限	7月末日	事業者指定日から1か月以内
公表時期	報告後2か月以内	報告後1か月以内

調査の実施

- 事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、都道府県知事が必要と認める場合に調査を実施

※ 調査を実施することが適当な場合

- ・ 報告内容に虚偽が疑われる場合
- ・ 公表内容について利用者から苦情があった場合
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行う場合
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき 等）

苦情等の対応

- 都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め公表